

りそな年金研究所

企業年金ノート

【本題】	改正DC法の施行(2017年1月1日施行分)に関するQ&Aについて……………	P1
【コラム】	確定給付企業年金の実施事業所の減少手続きの簡素化について……………	P7

改正DC法の施行(2017年1月1日施行分)に関するQ&Aについて

1. はじめに

本年(2016(平成28)年)6月3日に公布された「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第66号)は、施行期日が全部で4段階に分かれています。本年7月1日には最初の施行期日が到来したほか、2回目の施行期日である2017(平成29)年1月1日からは個人型確定拠出年金(個人型DC)の加入対象が拡大されるなど、DCの制度改正はいよいよ本格化しつつあります。

本年(2017年)12月8日、厚生労働省より事務連絡「確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行(平成29年1月1日施行分)に関するQ&Aについて」が発出されました。Q&Aの内容は下記の通りですが、厚生労働省ホームページにも後日掲載される予定との事です。

2. 改正DC法の可決・成立後の沿革

確定拠出年金法等の一部を改正する法律(以下「改正DC法」)による改正措置のうち、施行期日が2017年1月1日の事項については、パブリックコメント手続きによる意見募集を経て、9月23日には改正政令が、10月5日には改正省令が、それぞれ公布・発出されました。

その後、11月には法令解釈など各種通知が発出され、今般、2017年1月施行に係るQ&Aが発出された次第です(図表)。

<図表>改正DC法の可決・成立後の沿革(2016年12月時点)

歴 年	出 来 事
2016年	
5月24日	改正DC法の可決・成立
6月3日	改正DC法の公布(平成28年法律第66号)
7月1日	2016年7月施行措置の施行
7月26日	確定拠出年金普及・推進協議会の設置および第1回会合の開催
9月16日	個人型DCの愛称が「iDeCo(イデコ)」に決定
9月23日	DC法施行令等の改正政令の公布(平成28年9月23日政令第310号)
10月5日	DC法施行規則等の改正省令の公布(平成28年10月5日厚生労働省令第159号)
11月22日	DC法令解釈の改正通知の発出(平成28年11月22日年発1122第7号)
11月25日	企業型DC規約承認基準の改正通知の発出(平成28年11月25日年発1125第2号)
12月1日	個人型年金規約(2017年1月1日施行分)の公表
12月2日	DC法施行令の改正(2018年1月1日施行分)に係るパブリックコメントの開始
12月8日	事務連絡「改正DC法の施行(2017年1月1日施行分)に関するQ&Aについて」発出

(出所) 各種資料等を基に、りそな年金研究所作成。

<改正 DC 法の施行に関する Q&A (2017 年 1 月 1 日施行分) >

1. 個人型年金への同時加入

企業型DC実施企業において、規約に基づき一定の勤続年数に達していない、又は一定の年齢以上であるため加入できない者や、加入資格を有したが、加入を希望しなかった者について、

- ①企業型規約で個人型DCへの加入を認めていない場合でも、個人型年金に加入可能か。
- ②個人型DC加入可能となる場合、個人型年金の拠出限度額は以下の認識でよいか。
 - ・ 確定給付型年金の加入者の場合：月額1.2万円（年額14.4万円）
 - ・ 企業年金制度の対象者でない場合：月額2.3万円（年額27.6万円）

- ①そのとおり。
- ②そのとおり。
(法3条3項7号の3、62条1項、令36条)

2. 個人型年金への同時加入

- ①複数の実施事業所が1つの企業型DCを実施している場合、それぞれの実施事業所ごとに、
 - ・ 事業主掛金のみ拠出（マッチング、個人型DCなし）
 - ・ 事業主掛金と加入者掛金を拠出（マッチングあり、個人型DCなし）
 - ・ 事業主掛金のみ拠出（マッチングなし、個人型DCあり）のいずれかを選択できるということか。
- ②また、上記が正しい場合、上記に係る規約変更は、掛金拠出の変更にかかる実施事業所のみにおいて規約変更の同意を得れば良いか。

- ①そのとおり
- ②そのとおり
(法3条3項7号の2、7号の3、5条3項)

3. 個人型年金への同時加入

企業型規約において個人型に同時加入可能であることを定める場合、企業型年金加入者に対しての拠出限度額は、個人型に加入していないものも含め、個人型年金同時加入可能者に対する限度額が適用されるのか。

そのとおり。(法3条3項7号の2)

4. 個人型年金への同時加入

企業型DC加入者が個人型DCに加入する場合、マッチング拠出のように、事業主掛金の額による制限はないか。

ない。(法3条3項7号の3)

5. 個人型年金への同時加入

企業型DC加入者の個人型DC加入を認める場合、希望者全員に個人型DCへの加入を認める必要があるか。(企業型DC規約で、職種、勤続年数等により範囲を制限することは可能か)

個人型DC加入の可否については、実施事業所単位で規約に定める必要がある。その上で、個人型DC加入を認める実施事業所の場合、当該実施事業所内における個人型DCに加入可能な加入者の範囲を制限することはできない。(法3条3項7号の3)

6. 個人型年金への同時加入

企業型DC加入者が個人型DCに加入する場合、事業主があらかじめ個人型DCの運営管理機関を選定し、その中から選択させることは可能か。

不可。(法3条3項7号の3、60条)

7. 個人型年金への同時加入

マッチング拠出を導入している企業型DCの加入者は、本人が加入者掛金を拠出していない場合でも、個人型DCには加入できない（加入者個人が「企業型DCのマッチング拠出」か「個人型DC加入」を選択できず、事業所単位での選択になる）という理解でよいか。

よい。（法3条3項7号の2、7号の3）

8. 規約の備置き

法第4条第4項の規定に基づく企業型年金規約の備置きに代える「電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして備え置かれるとき」の具体的な方法として、運営管理機関が提供する加入者専用ウェブサイトにおいて、当該加入者に係る企業型年金規約が掲示されている場合も備置きに代わるものと理解して問題ないか。

法第4条第4項において「事業主は、…事業所ごとに備え置き…閲覧させなければならない」と規定されており、加入者専用ウェブサイトは当該規定と適合しないと考えられるため、備置きに代えることはできない。（法4条4項、規則4条の3）

9. 規約の変更

規則第5条第1項において、「（事業主の増加に係る場合を除く。）」という箇所が削除されているが、施行後は、事業主の増加にかかる場合も、承認申請ではなく届出で規約変更できると解してよいか。

名称及び住所（又は所在地）については、事業主（又は事業所・船舶所有者）の増加に係る場合であっても、DC法施行規則5条1項第4号（資産管理機関の名称及び住所）等の取扱いと平仄を合わせて、届出で規約変更できるようにすることを企図したものであり、名称及び住所（又は所在地）以外に「軽微な変更」に当たらない変更を伴う規約の変更なのであれば、これまでと同様に審査・承認を行うことが必要となる。（規則5条1項）

10. 規約の変更

事業所（事業主）の追加による事業所（事業主）名の変更で、軽微な変更とみなせるのは、どのような場合か。

事業所（事業主）が増加となり、軽微な規約変更となるケースについては、規約本文で完結し、別表や別紙を参照していない規約という前提で、同一の制度内容で追加する場合となる。例えば、

- ①企業型年金に加入していた企業の支店や工場が事業拡大により複数に別れ、新たに厚生年金の適用事業所となる場合や、同じ企業グループ内の既存の厚生年金適用事業所に加入者が転籍する場合（規約に新たな事業所として追加）のほか、
- ②既存の企業型年金に新たな事業主を追加する場合（既存の規約の内容にそのまま参加し、規約に新たな事業主として追加）等が想定される。

なお、加入者を限定していない（＝厚生年金適用事業所に加入者は全員加入）場合、事業主掛金の拠出中断を行っていない場合、事業主掛金は定額で規約に記載されている場合等、規約の審査が必要ない場合（規約本文で完結し、別表や別紙を参照していない規約という前提で、同一の制度内容で追加する場合）に限られる。（規則5条1項）

11. 規約の変更

「第1号等厚生年金保険被保険者」のような文言の変更については、

- ①既存規約の文面にも当該変更を反映させる必要があるか。
- ②必要な場合、どのようなタイミングで修正すべきか。

①反映させる必要がある。

- ②遅滞なく修正する必要があり、平成29年1月以降に申請・届出する規約については、厚生局でも修正されているか確認することになる。なお、当該文言変更については、規則5条1項11号に該当する。（規則5条1項11号）

12. 加入者への通知

電磁的方法による加入者への通知に関する同意の取得方法として、加入者が承諾しない場合のみ加入者から非同意の申出をするという方法は認められるか。

認められない。(規則21条)

13. 加入者への通知

規則21条3項1号イ及びロについて、

①イは、個人別管理資産等が記載されたPDFファイルなどをメールにより送信する方法
②ロは、運営管理機関のホームページに加入者がアクセスし、個人別管理資産等が記載されたPDFファイルなどをダウンロードして確認する方法
を想定しているのか。

①イについては、電子メールなどで加入者のパソコン等に電磁的記録を送信する方法

②ロについては、運営管理機関のホームページに電磁的記録を掲載し、それを加入者等がダウンロードできる状態に置く方法となる。

いずれにせよ、「私的年金分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平成28年厚生労働省告示第290号)に沿って、実施する必要がある。(規則21条)

14. 支給要件(老齢および脱退一時金)

支給要件の判定について、以下の考え方でよいか。

①老齢給付及び法附則3条の脱退一時金について、裁定時に支給要件を判定する際は、原則として加入者等が保有する全てのDC制度の資産・期間を勘案した「人単位」で支給要件を満たすか否かを確認。

②附則2条の2の脱退一時金について、同条1項2号の個人別管理資産額の確認は「人単位」ではなく、原則「口座単位」で確認。

①②ともによい。移換する手数料だけで資産が目減りする非常に少額の資産については、移換せず脱退一時金の支給を可能とする趣旨から、法附則2条の2の脱退一時金については、企業型年金の個人別管理資産に基づき算定することとしている。

(法33条、法附則2条の2、3条、令59条1項、60条1項、則22条の2)

15. 加入者記録の提供

加入者等期間証明書は、「60歳に達した日の前日が属する月」の翌日を過ぎた者から請求があった場合のみ、発行することによい。

よい。ただし、事前に申請を受け付ける等、60歳以降すぐに発行できる体制の整備が必要。

(改正省令附則4条)

16. 加入者記録の提供

裁定に必要な記録の提供を求めため、裁定請求を受けた記録関連運営管理機関又は特定運営管理機関から、当該請求者の個人情報(氏名、性別、生年月日、基礎年金番号、住所等)を他の記録関連運営管理機関又は特定運営管理機関に対し、本人の同意なく提供することは、個人情報保護の観点から問題ないのか。

問題ない。法99条2項における「業務の遂行に必要な範囲内」に該当する。

(法99条2項、規則22条の2)

17. 加入対象者

今回の改正で令35条及び規則38条を削除するのはなぜか。

今回の改正により、個人型DCは、企業の支援を受けられない者に対する限定的な措置という従来の考え方から転換し、対象者を限定せずに個人の自助努力を支援する制度となったことから、個人型DCの加入対象外の者を規定した35条及び規則38条を削除したもの。(令35条、規則38条)

18. 資産の移換

第4号施行日（公布2年内施行日）以前において、「A社の企業型DC加入者であって個人型DC加入者でない者（非障害）」が、転職日に「B社の企業型DC加入者かつ個人型DC加入者」となった場合、A社の企業型DCの資産は法80条1項1号（B社企業型DCへ移換）及び法81条1項（個人型DCへの移換）に同時に該当するが、法80条による移換は法81条や法82条による移換よりも優先されるのか。

当該ケースであれば、法80条が適用される。（法80条、81条、82条）

19. 資産の移換

①企業型DC加入者となっても、個人型（加入者、運用指図者）に資産を残してもよいか。
②また、企業型DC規約において、企業型に資産を移換するか否かを定めることは可能か。

①個人型DC加入者となることができる企業型DC加入者の資格を取得した場合であれば、本人の申出により、個人型に資産を残すことは可能。一方、個人型DC加入者となることができない企業型DC加入者の資格を取得した場合であれば、企業型に資産を移換するものとされている。

②不可。

（改正政令7条、8条）

+

20. 資産の移換

企業型DCと個人型DCの双方に加入している場合において、DBの脱退一時金や企業年金連合会資産のDCへの移換については、本人に企業型か個人型かを選択する権利を与えてもよいか。あるいは、企業型DC規約でいずれかを優先するかを定めてもよいか。

法54条の2第2項の規定により通算加入者等期間に算入された期間は企業型に、法74条の2第2項の規定により通算加入者等期間に算入された期間は個人型に算入することとする。なお、法54条の2の規定による移換か、法74条の2の規定による移換かは本人が選択できるものである。

（法54条の2、74条の2）

21. 資産の移換

第4号施行日以前において、DC加入者が、企業型DCと個人型DCの双方に加入可能な企業に転職した場合、どちらに資産を移換するのか。

転職前に加入していたDCが企業型であった場合は企業型DCに移換され、転職前に加入していたDCが個人型であった場合は企業型DCに資産を移換するか否かを選択することとなる。

（法80条、規則63条、改正政令7条）

+

22. 資産の移換

第4号施行日までの間は、企業型DC加入者かつ個人型DC運用指図者が60歳到達または障害となった以降に企業型DC加入資格を喪失した場合に、企業型DCの資産を当該企業型DCに留めることができるか。

企業型運用指図者として、留めることができる。（法15条、改正政令10条）

23. 資産の移換

<A>第4号施行日までの間は、企業型DC規約において「事業主掛金のみ拠出（マッチング拠出なし、個人型DC加入あり）」とした場合であって、例えば、転職先に企業型DCはあるが個人型DCへの加入を認めていないときは、

- ・ 転職前に加入していた個人型DCの資産を転職先の企業型DCに移換
- ・ 転職先の企業型DCには移換せず個人型DCの運用指図者となる

のいずれかを、加入者個人が選択できると考えてよいか。

また、第4号施行日までの間は、例えば、転職先においても「事業主掛金のみ拠出（マッチング拠出なし、個人型DC加入あり）」の場合については、転職前に加入していた企業型DCの資産は、

- ・ 転職先の企業型DCに全額を移換
- ・ 転職後も加入し続ける個人型DCに全額を移換
- ・ 転職先の企業型DCと転職後も加入し続ける個人型DCの両方に分けて移換のいずれかを加入者個人が選択できると考えてよいか。

< A >< B >について、任意の選択ではなく、企業型DCに移換になる。(法80条)

24. 資産の移換

第4号施行日までの間は、企業型DC規約において「事業主掛金のみ拠出(マッチング拠出なし、個人型DC加入あり)」とした場合で、例えば、企業を退職し企業型DCの加入者資格を喪失した際に個人型DCに加入している場合においては、当該加入している個人型DCに企業型DCの資産を移換することになると考えてよいか。

例示のような場合、申出によって個人型DCに移換になる。(改正政令7条、8条)

25. 脱退一時金

企業型RKに請求する脱退一時金請求について、法附則2条の2第1項3号に、「最後に資格喪失した日が属する月の翌月から起算して6月を経過していないこと」との規定があるが、自動移換した(資格喪失月の翌月から起算して6ヶ月以上が経過した)口座について、並行加入口座が資格喪失月の翌月から起算して6ヶ月が経過していない為、法附則2条の2第1項3号を満たすとして、企業型RKに裁定請求された場合、請求先は法律の規定上あくまで企業型RK等であるため、請求を受けたRKは自動移換した口座分については企業型RKの管理下にならないことから、不支給という取扱いでよいか。

よい。(法附則2条の2)

26. 脱退一時金

個人型の脱退一時金に関して、請求できる対象者が保険料免除者に限られた他、金額要件が25万円以下に統一されたが、これらの請求要件変更(法附則3条の改正とそれに付随する令60条2項の改正)は、法施行日以降に資格喪失した場合に限るという認識でよいか。

よい。(改正法附則3条3項、政令60条2項)

27. 脱退一時金

脱退一時金海外居住者は国民年金保険料免除者には該当しないため、法附則3条による脱退一時金は請求できないという理解でよいか。

よい。(法附則3条)

28. 脱退一時金

脱退一時金裁定予定口座単独で脱退一時金の裁定結果が「不支給」となる場合、並行加入口座が存在しても「不支給」であることは変わらないので、RK間の情報連携は不要ということによいか。

よい。(法附則2条)

(りそな年金研究所)

— りそなコラム —

確定給付企業年金の実施事業所の減少手続きの簡素化について

総合型の厚生年金基金の解散または代行返上がピークを迎えています。そこで、第75回のテーマは、確定給付企業年金（DB）の実施事業所の減少手続きの簡素化に関する、とある信託銀行の担当者「Aさん」と、その上司「B課長」とのディスカッションです。

B課長：前回のコラムでは「確定給付企業年金の実施事業所の増減」について学んだが、確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第66号）の施行に伴い、複数事業主で実施するDBにおいて実施事業所の減少手続きが簡素化されたのは知っているね。

Aさん：はい、「DBを継続することが困難」な事業所について、厚生労働大臣の承認を受けて、当該事業所の同意なくDBから脱退させることができるようになった措置ですね。

B課長：そうだね。昨年のコラム（弊誌2015年8月号（No.568）ご参照）掲載時点では「DBを継続することが困難」という具体的な要件が明示されていなかったのだが、今般、その条件が明示されたのは知っているかな。

Aさん：そうなんですか。勉強不足で知りませんでした。

B課長：総合基金の解散を受けて総合型のDB基金の設立が増加してきているから、今後、この減少手続きを適用する可能性も十分考えられるね。よって、今回は「DBを継続することが困難」に該当する条件ならびに手続きについて確認しておこう。まずは、要件から見てみよう。

◆「DBを継続することが困難」であることの要件

＜確定給付企業年金法＞

（確定給付企業年金を実施している事業主が2以上である場合等の実施事業所の減少の特例）

第78条の2 確定給付企業年金を実施している事業主が2以上である場合又は基金が2以上の事業主により設立された場合において、事業主等が1の事業主の実施事業所の全てを減少させようとする場合であって次に掲げる要件を満たすときは、前条第1項の規定にかかわらず、厚生労働大臣の承認（確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあつては、認可）を受けて、当該実施事業所を減少させることができる。

- (1) 減少させようとする実施事業所の事業主が**確定給付企業年金を継続することが困難**であると認められること。
- (2) 基金の場合にあつては、基金の加入者の数が、当該実施事業所を減少させた後においても、第12条第1項第4号（基金を共同して設立している場合にあつては、同項第5号）の政令で定める数以上であるか、又は当該数以上となることが見込まれること。
- (3) 当該実施事業所の減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなる場合にあつては、規約において、当該減少に係る実施事業所の事業主が、当該増加する額に相当する額として厚生労働省令で定める計算方法のうち当該規約で定めるものにより算定した額を、掛金として一括して拠出する旨を定めていること。

＜確定給付企業年金法施行規則＞

（実施事業所の減少の特例を適用する場合の手続等）

第88条の3 法第78条の2第1号の確定給付企業年金を継続することが困難であると認められることは、同条の規定による実施事業所の減少に関する事項を規約に定めた場合であつて、当該事項を規約に定めた日以後に減少させようとする実施事業所の事業主が**1年分に相当する額**（当該事業主がその責に帰することができない事由により掛金を納付することができない期間がある場合にあつては、当該期間に係る掛金額に相当する額を除く。）を**超えて掛金の納付を怠ったこと**とする。

Aさん：掛金の滞納が1年を超えた場合ということですか。また、対象となる掛金は、この特例に関する規定を規約に定めた以後の掛金のみなんですね。

B課長：その通りだね。この特例を適用するためには滞納期間が1年必要となるので、そこまで待てないという場合は、脱退勧奨から始めることになるんだろうね。では次に、手続要件を見てみよう。

◆「DBを継続することが困難」な際の手続要件

<確定給付企業年金法施行令>

(実施事業所の減少の特例に関し必要な事項)

- 第48条の2 法第78条の2の承認の申請は、**減少させようとする実施事業所以外の実施事業所の労働組合等の同意**(法第74条第2項に規定する労働組合等の同意をいう。)を得て行わなければならない。
- 2 前項の場合において、減少させようとする実施事業所以外の実施事業所が2以上であるときは、同項の同意は、各実施事業所について得なければならない。
- 3 法第78条の2の認可の申請は、代議員会における**代議員の定数の4分の3以上の多数による議決**を経て行わなければならない。

<確定給付企業年金法施行規則>

(実施事業所の減少の特例を適用する場合の手続等)

第88条の3 (略)

- 2 事業主等は、法第78条の2の規定により実施事業所を減少させようとする場合には、当該実施事業所の事業主に対し、**掛金の納付を怠った理由について弁明の機会を与えなければならない。**
- 3 法第78条の2の承認(確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあっては、認可。第4号において「承認等」という。)の申請は、申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。
- (1) 規約型企業年金の場合にあっては、令第48条の2第1項の同意を得たことを証する書類
- (2) 第2項の弁明の内容を記載した書類
- (3) 減少させようとする事業主の掛金の納付状況を示した書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、承認等に当たって必要な書類
- 4 第八条第二項の規定は、規約型企業年金に係る前項の申請について準用する。
- 5 前条の規定は、法第七十八条の二第三号の厚生労働省令で定める計算方法について準用する。

B課長：上記の通り、労働組合等の同意や代議員会の議決に加えて、「事業主に弁明の機会を与えること」が求められているんだ。なお、厚生労働大臣の認可(承認)を得るための申請書には、代議員会の会議録や労働組合等の同意書は勿論のこと、事業主の弁明の内容を記載した書類や、掛金納付状況を示した書類の添付が求められているんだ。

Aさん：そうなんです。ところで、事業所の減少の特例に関する事項を規約に定めるための規約変更手続きは、申請事項または届出事項のいずれに該当するのでしょうか。

B課長：申請事項に該当するので、施行予定日の2ヶ月前までに申請書の提出が必要だね。

Aさん：わかりました。ちなみに、実施事業所が減少する場合において、他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなるときは増加する額に相当する額として規約に定める額を掛金として一括拠出しなければならないという規定がありますが、これはこの特例にも適用されると考えてよいでしょうか。

B課長：重要な点に気付いたね。事業主の同意なく実施事業所の減少手続きをした場合でも、掛金の一括拠出の規定は適用されるので、トラブルにならないよう事前によく説明しておく必要があるね。

Aさん：ありがとうございました。もう一度、自分で内容を確認の上でお客様に説明をします。

(年金信託部 事務サポートグループ)

企業年金ノート No.584

2016(平成28)年12月 リそな銀行発行



年金信託部 リそな年金研究所

〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟

TEL:03(6704)3321 MAIL:Pension.Research@resonabank.co.jp

リそな銀行ホームページ：<http://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>

リそな企業年金ネットワーク：<https://resona-nenkin.secure.force.com/>

リそな銀行は、企業年金に関する情報発信のポータルサイト「リそな企業年金ネットワーク」を開発しております。

会員専用サイトの閲覧をご希望の場合は、弊社営業担当者または上記問合せ先までお問い合わせください。

受付時間…月曜日～金曜日 9:00～17:00(土、日、祝日および12月31日～1月3日はご利用いただけません。)